平成２７年（フ）第４３１９号
大阪府豊中市中桜塚５丁目10番４―301号
債務者　西村　恒子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３８０号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目30番１―108号
債務者　木塚みよ子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４１５号
大阪府門真市上島町７番３号、前住所大阪府門真市東江端町７番９－５号
債務者　細川　和幸
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４４７号
大阪府守口市藤田町３丁目36番14号
債務者　中田　隆三
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４７４号
大阪市港区築港４丁目５番１―501号
債務者　宮本　和昭
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４７６号
大阪府豊中市浜３丁目19番18―307号、前住所大阪府豊中市浜１丁目27番18―601号
債務者　上農智賀子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４８２号
大阪府豊中市穂積１丁目１番18―520号
債務者　槇埜佳奈美
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４８６号
大阪市東成区中本１丁目５番18号　吉田文化２階
債務者　吉田　誠一
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬1807番地13
債務者　平尾美津子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１４７７号
札幌市西区西野10条６丁目４番18―201号
債務者　笹森　朱莉
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５２３号
札幌市西区山の手２条７丁目２番１―502号
債務者　合田　伸也
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５４号
札幌市豊平区平岸３条４丁目２番18号　アーバン34―101号
債務者　森田さつき
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６６２号
札幌市西区宮の沢４条５丁目６番32号
債務者　池田　　晃
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１４号
札幌市白石区南郷通１丁目北10番10―103号
債務者　水野　正人
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３６号
札幌市東区北22条東15丁目２番16―111号
債務者　芳澤　元基
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７４０号
札幌市白石区南郷通20丁目南１番30―105号
債務者　渡辺　一樹
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７６３号
札幌市中央区南８条西９丁目759番地13　ロイヤルステージ204号
債務者　田尻　　綾
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部